

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩

――一七世紀～一八世紀を中心に――

及川将基

キーワード

漂流民送還 国際関係 漂着物処理 近世の平和 アイヌの自律性

はじめに

荒野泰典氏は、漂流民を国家間で相互に送還する体制を通じて東アジアの国際関係を考えることを提唱した（荒野泰典一九八三、一九八八、二〇〇〇）。日本人の漂流・漂着という事象を「鎖国」日本から飛び出した人として好奇の目で捉えたり、日本に漂着してくる異国人を「鎖国」下における例外的な国際交流とみるのではない新しい視点が荒野氏によって与えられた。これを受け送還体制の研究は状況を呈している。朝鮮・琉球・中国などと日本間の送還体制については実証的研究も蓄積している

（春名徹一九九四、同二〇〇五、渡辺美季一九九九、同二〇〇〇、徳永和喜二〇〇六、池内敏一九九八年、木部和昭一九九三、関周一一九九一、李薰二〇〇八、劉序楓二〇〇八など）。その一方で、対馬・薩摩・長崎とともに「四つの口」として把握されている松前とその「押さえ」の対象である蝦夷地では、研究が進んでいない。漂着事件自体がなかったわけではない（表1参照）。ここでは研究されてこなかった原因をあげて、これからの研究の方向性と本論の目的を明確にしておきたい。

第一に、近世蝦夷地が異域であったにも関わらず、蝦夷地への漂着と日本本土への漂着を無意識に同一視している

ことがあげられる。蝦夷地に漂着したものが日本国内の漂着事件と同様に処理されていけば、漂着処理からみた蝦夷地は日本国内並の存在であったと評価出来るが、実態はそうではない。

第二に、漂着者が異国をみた側面に研究者の関心が集中していることがあげられる。とくに一七世紀の千島研究には漂着者の残した記録を使用せざるを得ない状況がある(高倉新一郎一九六六、菊池勇夫一九九九、川上淳二〇一一)。そのため漂着者の帰国や送還に関わる問題よりも、漂着地の当時の有様を解明するために彼らの記録が利用されているのである。また、漂流記¹⁾という存在自体にも、「異国を見た」ことを記録することが求められていた傾向がある。蝦夷地の漂流記の地域別・时期的な分布をみてみても(表2)、情報量が少ないと思われる時期と地域に集中している。一方で、それ以外の時期や地域では、漂流記という形で記録が残ることは少なかった。そのため漂流記を残さない漂着者を含めた形でその総体が把握されない状況なのである。

本稿では、まずアイヌが、次に松前藩が漂着者に対してどのように対応したか、つまり蝦夷地における漂着者処理の実態を検討したい。資料の残存状況および著者の収集能力から、一七世紀以降から一八世紀を中心に蝦夷地への和

人漂着とそれに準じる処理がなされた事例を検討することになる。もちろんアイヌの日本などへの漂着や蝦夷地に漂着し日本以外へ送還された事例(例えば、宝暦元年の天下森浜へのアイヌ二名の漂着の事例、千島・カラフトへのロシア人漂着の事例など)も検討対象とすべきであるが、さらに事例を収集するとともに検討する機会を別に持ちたい。また、今回取り上げる漂着事例の典拠については、煩雑になるのを避けるため、最後に一括してかかげるので参照されたい。また表1作成に使用した漂着事例の詳細な内容・典拠については「近世蝦夷地漂着者一覧表」(及川将基二〇〇三)を参照されたい。

表1 蝦夷地漂着者一覧表

漂着年度\漂着地	松前地	蝦夷地		カラフト	南千島	北千島	カムチャッカ アリューシャン列島	沿海州	総計	
		東蝦夷地	西蝦夷地							
-1699	6	19	11	4	0	2	0	1	29	
1700-1749	0	13	8	5	1	2	2	0	20	
1750-1799	3	12	6	5	2	4	3	2	26	
1800-1849	12	18	12	6	3	3	2	1	0	39
1850-1868	19	10	6	3	3	2	0	1	3	38
総計	40	72	43	23	9	13	7	7	4	152

- (1) 本表は、蝦夷地および周辺地域への漂着者を漂着地別に一覧表にしたものである。東蝦夷地と西蝦夷地の合計は蝦夷地の総計とならないのは、東西何れの地に漂着したか不明な事例が存在するためである。
- (2) 全体の傾向として、時代が下るにつれて件数が増えている。ただし、史料収集および残存に限界があるため、どれだけ実態を反映しているかは心許ない。
- (3) とくに参考にした資料は以下の通り。川合一九六七、加藤一九九〇、及川二〇〇三。

表2 漂流記史料のある蝦夷地漂着事件

西暦	和暦	漂着地域	漂流記名
1662	寛文2	南千島	「勢州船北海漂着記」、「玉滴隠見」、「福山秘府」
1696	元禄9	西蝦夷地（奥）	「漂舟録」
1712	正徳2	南千島	「エトロフ島漂着記」
1744	延享1	北千島	「竹内徳兵衛魯国漂流談」 「宝暦六子ノ年 紀州日高郡茵浦堀川屋八
1757	宝暦7	南千島	左衛門船難風逢蝦夷嶋へ漂着仕候ニ付口書并諸書付覚」
1761	宝暦11	南千島	「蝦夷物語」、「飄船記」
1762	宝暦12	樺太	「蝦夷にしき」、「唐太島漂流記」
1777	安永6	東蝦夷地（奥）	『迷復記』
1804	文化1	北千島	「漂客東察加出奔記」、「南部商船ホロムシリ島漂流記」
1807	文化4	西蝦夷地（奥）	「終北録」、「出陣海陸道中記」
1813	文化10	北千島	「永寿丸魯国漂流記」
1848	嘉永1	西蝦夷地（奥）	「日本回想記」



帝国書院の歴史白地図5. 日本とその周辺の白地図
(http://www.teikokushoin.co.jp/howto/outline_map/history/pdf/history5.pdfを元に及川が加工したものである。

第一節 アイヌの漂着者処理

1. 救助と送還

漂着者が自力のみで帰国することは非常に困難であった。長い漂流で健康を損なつたものや、漂着時に負傷したのものもいた。また、漂着者は現地の道に不案内であり、道中の糧食も必要である。当然、現地住民の援助を必要とするのだが、蝦夷地の場合それはアイヌということになる。例外はあるが一七世紀後半から一八世紀にかけては蝦夷地に和人が滞在しているのは夏の数ヶ月に限られるからである。本節では、アイヌの漂着者への対応をみていきたい。平秩東作「東遊記」には具体的に救助にあたるアイヌの様子が描写されている。

蝦夷人は愛憐の心深きものなりといふ。しりたるもの蝦夷をやとひ、荷を負せて山を通りしに、磯場に船壹艘波にもまれ危く見ゆる人あり。此蝦夷はるかにみて、やがて荷をすて、險阻を走下りて綱をなげ、とかくして扶けたり(平秩東作「東遊記」(庶民、四二七頁)。アイヌが遭難の危機にあつた人を見つけたところ、荷物を捨てて磯場に下り綱を投げるなどして助けたというのである。一七九二(寛政四)年のソウヤでの御救交易の帰途にあつた木村大蔵一行が遭難した際のアイヌの救助の様子も

真に迫る(串原正峯『夷諺俗話』(庶民)五〇二—三頁)。
水主として乗っていたアイヌが危難に際して「ペウタンゲ」という周囲にそれを知らせる声を上げたところ、ヘロカルイシ(現古平町)の小屋などからアイヌが大勢かけつけ、大縄を船に渡して岸へ船を着けた。さらに、アイヌが大勢で船を押さえ、船中の者を一人づつ背負い浜辺へ揚げた。狭い意味での救助については、ここで描写されているような救助が行われたであろう。

一命を取りとめた漂着者は、その後もまだ助けを必要としていた。アイヌが実際に行ったそうした救助には、生命維持に関わる食料の給与、止宿場所の提供、帰国に関わる情報の提供、そして送還の補助などがあげられる。元禄九年に利尻島に漂着した朝鮮人の事例では、アイヌとは言葉が通じなかつたので、最初の漂着地では身振り手振りを介して、魚の汁、鯨の干肉を貰っている。「一小海」を越えた場所では、魚の汁・鱈・鯨を分けてもらい、それを蒸して食べた。さらに移動した「小有我」では、粥に似たものをアイヌが食べているのをみて、材料の繁殖地を教えてもらい、作って飲んだ。ほかに、天和二年の小田原船の事例では肴をアイヌからもらった。正徳二年にエトロフに漂着した大隅国船の事例では、エトロフでは魚を食べさせてもらっており、またアツケシでも食料の給与を受けた。宝

曆七年にエトロフに漂着した紀伊国船も鱈・鯨などの食料を貰った。漂着者の多くは食料を自弁することが困難だったので、アイヌに食料を頼ることが多かったのである。

飢えを凌いだ漂着者が次に目指すのは帰国であるが、これにアイヌはどのようにかわるのだろうか。一八世紀後半にシラヌカに漂着した薩摩船浪能丸の事例を手がかりにアイヌの対応をみていこう。漂着時には、アイヌは松前の商い小屋があることを身振りて説明したり日本の絵馬をみせたりと、松前との関係を積極的に示している。さらに日本語のできるものを伴ってシラヌカに到着したアツケシの乙名は、松前の殿様の船が来るアツケシへの移動を慣例であると説明する。これを受けて漂着者は同地に移動して松前船の到着を待った。このように、アイヌが松前藩の役人などの和人ととの接触が可能な地点へ漂着者を導いたり送還したりしている事例がいくつ也存在する。元禄七年にシコタン島に漂着した仙台船(キイタツブ(霧多布)まで送還)、正徳二年にエトロフに漂着した大隅国船(アツケシまで送還)、享保一三年にウルップ島に漂着した盛岡藩米積船(アツケシまで送還)、宝暦七年にエトロフに漂着した紀伊国船(アツケシまで送還)、宝暦十一年にシコタン島に漂着した伊勢国船(アツケシまで送還)、宝暦十二年にカラフトに漂着した摂津国船、宝暦一三年にトカチト(十勝)に

漂着した名古屋船、それぞれの事例がそれにあたる。とくに東奥蝦夷地の場合、アツケシに送られるのが特徴である。浪能丸の事例でアツケシの乙名が言ったように、これが慣例であったのであろう。

また、村送りという形式がとられることもある。享保六年にサネナイに漂着した弘前船の事例では、アイヌが同伴して漂着者を次の村に引き渡す形（村送り）で松前まで送られた。宝暦六年にトカチに漂着した陸奥国船 同年に東蝦夷地に漂着した同国船の事例では「蝦夷地之者共介抱ニ而向村江被送、夫より段々蝦夷共介抱仕」というように同様の形で箱館に送られた。宝暦一二年にカラフトに漂着した摂津国船では留萌で宗谷へ向かう途中の松前藩の役人に会い、詮議の後には、「廻状御出被成夷人村送にて船路陸地有り」という形式が取られ松前に送られた。宝暦七年にエトロフに漂着した紀伊国船の事例では、アツケシで松前藩の下国丹治より本来陸路を送るのが掟であるとするも、紀州様のお百姓であるからと陸路・船路の選択をゆだねられ、漂着者は船路を選択している。実際には船で送られることも多いので、便船がある場合は和船を利用し、そうでない場合は村送りという形式がとられたようである。

これ以外の事例についても、帰国のための情報の提供という形で、アイヌが関わっていたであろう。例えば、元禄九

年に利尻島に漂着した朝鮮人の場合では、「小有我」（ソユア）（宗谷）で帰るための方向を尋ねたところ、南へいくようにアイヌに指示され、またマツマイという名を聞いている。その教えにしたがって南下している途中にも同じような情報を得た。アイヌがいう「マツマイ」が松前であることを疑う余地はない。つまりアイヌが朝鮮人に対し、松前へ行くことと、その方向を教えたのである。漂着者は「蝦夷人之通申山道（後略）」（福山 一〇〇頁）を使用したというが、アイヌの道を彼らが知っていたわけはなく、アイヌからその道がどこに通じているのかを教えられたのである。

以上、漂着者に対するアイヌの救助を分析してみた。その内容として、食料の給与などの生命維持に関わる救助から、情報の提供、和人との接触が可能な特定地点までの送還などの帰国への手助けなどが確認できた。

2. 虐待と同化

1. では、アイヌの漂着者救助の側面をとりあげたが、アイヌがとった行動のなかには虐待や略奪とみられる行為もある。寛文二年にエトロフ島に漂着した伊勢国船の事例では、「私トモヌレ着物ヲ十計ホシ置候へハ、不残島人トモ取申候間、追カケ申候へハ弓ニテヲトシ申候故、立帰り

候へハ、島人談合致候ト相見テ獣皮ヲ六枚船中へ投入申候へトモ、船中ニテハ皮ルヒヲハ忌申候故返シ候へハ、亦弓ニテヲトシ申候故是非ナク取置申候」(句読点引用者)、『玉滴隠見』というように、衣服を奪われ、弓で脅された。

また、正徳二年にエトロフ島に漂着した大隅国船の事例でも、刀を首にあてられたり、乱暴されたりといった虐待を受け、積み荷や衣服も略奪にあった。一八世紀後半シラヌカに漂着した薩摩国船の事例では、アイヌに「何色によらず氣ニ入候品ハ所望申かけ」られ、ものを盗み取られもした。また、アイヌは「当地之作法」であるとして、船を焼き捨てた。さらに六〇七〇人の「奥山居住」のアイヌが押しかけ飯米と衣類が略奪され、クスリの乙名が漂着者を鹿の皮で包んでかくまうという緊迫した一幕もみられた。一七八〇(安永九)年ウルツプ島のアタツトイにロシア船の空船が漂着した際に猟に出ていたエトロフ島のハツパアイノがこの船をみつけ、船中のものを奪い、船を焼き払った(最上徳内『蝦夷国風俗人情之沙汰』(庶民)、四七二頁)。

また、事実関係は不明であるが、間接的にアイヌの略奪を示唆する史料も散見できる。例えば、一六九六(元禄九)年に蝦夷地に漂着した朝鮮人に対して松前の新谷十郎兵衛はハボロにおいて、「昔有南方商船。漂到渠地。此類同殺取其者而事覚」(李志恒『漂舟録』)とアイヌが漂着者を殺

害し略奪したという。また、先にあげた正徳のエトロフ島漂着の事例では、松前において聞いた話として、その年の三月に津軽青森の者がエトロフに漂着した際に略奪にあつたことを伝えている(『エトロフ島漂着記』(庶民))。

また、虐待と同様、後世に伝わりにくい現象である漂着者のアイヌへの同化がある。一六八八(元禄元)年水戸藩は蝦夷地探検を行い、石狩川を三日溯つた地点まで航行したが、このときの報告に、「蝦夷へ行シ時日本ノ船人漂白シテ此所へ漂着、船損スレハ婦ルコトナラサル者十四五人蝦夷ニ留リ、蝦夷女ヲ妻トシ夫婦トナリ子供モ出生シテ住宅スル者アリ」(『快風丸記事』安達裕之一九七〇…一二三頁)とある。漂着した日本人が帰国できないので、アイヌの女性を妻として子をもうけたというのである。

虐待と同化の二つのアイヌの対応は、漂着者の属する社会集団との関わりを比較的に軽視する漂着処理であるという共通点がある。とくにその事実を漂着者自身が語ることの出来ない場合も多いと考えられるため、その事実があからさまになることはそうあることではない。そのため、例外的な行為であるのか、そうでないのかについては判断を留保せざるを得ない。ただ、単純に虐待と断じることでもできないので行為の背景を探ってみよう。

まず意思疎通の問題がある。言語不通・異文化間接触の

ために生じた誤解によって、漂着者が受けた行為を「虐待」と理解してしまったということである。すでに、高倉新一郎氏は寛文の事例を、ものを受け取らない事を敵対行為とみなすアイヌの風習によるものと解している（高倉新一郎一九六六・三二八〜九頁）。それを、漂着者が理解出来なかったとしても不思議ではない。正徳の事例では、のちに刀を首に当てる行為は祈祷であると説明されているが、当初はこれを理解できなかっただろう。このときの略奪は漂着者がアイヌの意のままに物を渡さなかったためで、アイヌにとって当然客人としてなすべき贈答・交換を行わなかったことがその怒りをつつと理解できる（菊池勇夫一九九九・四〇頁）。意思疎通がうまく図れなかったことが「略奪」に発展した一例である。また、元禄の事例を除けば何れの事例も、千島もしくは東奥蝦夷地で起きている事が特徴である。千島アイヌが「蝦夷地」のアイヌに比して、和人と意思疎通が成立しづらかったとはいえるかもしれない。

また、「略奪」にも交易の側面があったと評価することもできる。寛文・正徳の二例は漂着者の一方的な主張に過ぎないことに留意する必要がある。この二つの事例ではアイヌが日本人の衣服を奪って代わりに獣皮を与えた。寛文二年の事例では上陸した地点に二〜三人のアイヌがいた

が、漂着者をみて多くの人が集まってきている。アイヌの日本交易への大きな期待を想像させる。日本の服はステイタスシンボルや衣服の原材料としてアイヌ社会から求められていたのである。ほかの事例でも、アイヌと交易を行った事例や日本の品物をほしがるアイヌたちの様子が報告されている（天和元年東蝦夷地漂着紀伊国船、元禄九年利尻島漂着朝鮮人、宝暦七年エトロフ漂着紀伊国船、宝暦一二年カラフト漂着摂津国船、宝暦一三年摂津船（漂着地不明）、など）。漂着者によって「略奪」のように報告された行為は少なくともアイヌにとっては「交易」であった可能性がある。漂着者にとつても交易は友好関係の構築のために必要であったり、受けた救助の対価としての意味を持った。しかし、松前藩が交易を禁止していたためそれを隠蔽した事もあり得る。

ここで、漂着者に対する略奪がどのような状況で発生し、どのような場合に抑制されるかを、カムチャツカに漂着した日本人を事例に検討してみたい。一七二九（享保一四）年カムチャツカ南部のロバトカ岬とアワチャ湾の海岸に薩摩船若潮丸が漂着し、シュテンニコフというコサックと遭遇するが、彼とその配下のカムチャダール人に略奪を受け二名を残して殺害された。この事件を聞いたロシアの上級役人は日本人を保護し、シュテンニコフを投獄した（村

山七郎一九六五・二三(四頁)。ロシアが日本人を保護しているのは、日本への関心を持っていたためである。それは、これ以降の漂流民の処遇によく現れている。生き残ったソーザとゴンザは、一七三四(享保一九)年にペテルブルグに送られ、女帝アンナに謁見し、一七三六(元文元)年に設立された日本語学校の教師となった。また、ゴンザは露日辞典や会話を編纂した(村山七郎一九六五・二四頁、木崎良平一九九一・二六(三頁))。こうしたロシアの漂流民への対処は、ロシアが日本へ関心を寄せていたことを示している。このようにカムチャツカにおいて略奪を抑制したのは、ロシアが持っていた日本への関心であった。一方で略奪が発生したのは、主に漂着地と漂着者との間に政治的関係・関心の希薄な地域(ここではカムチャツカ)だったのである。

アイヌの場合も同様で、和人との経済・政治などの諸関係の濃淡によって、その対応に違いが現れているのではない。つまり、漂着者を処遇する事で得られる利益の多寡を総合的に判断した上でその処置がとられたと考えられる。救助が行われる場合、一定の負担ともなるが漂着者の所属する地域との友好関係が深まればその後の交易などにも有利となる³⁾。一方で他の地域に比べ虐待事例が報告されることの多い東奥蝦夷地と千島は、和人との関係が安定的

に築かれたのが他の地域と比べて遅い。一八世紀半ばにおいて東蝦夷地の中でもクスリ・アツケシ・キイタツブやクナシリのアイヌは自律的であったといわれるが(榎森進二〇〇八・二四四頁)、この地域に略奪事例の報告が多いのもここに一因がある⁴⁾。ただ、略奪があった地域にあっては、帰国が可能であるケースもあり、この二つの対応は二者択一というよりも両者の関係性の深浅に応じたものであったと考えられる。

同化についてはアイヌ社会のもつ特性から補足してみたい。アイヌ社会には独立して生活することのできないものを他家に寄寓させる相互扶助の習慣があった(高倉新一郎一九七二・四四(五頁))。この習慣は和人に対しても働いており、松前で生活できない和人がアイヌのコタンで拾われることもあった(古川古松軒『東遊雜記』、平凡社、一九六四年、一七〇頁)。漂着者に対してもこの習慣が適用され、帰国のすべを失った漂着者がアイヌとして生活し一生を終える事例もある程度はあったと考えられる⁵⁾。

また、これらのアイヌの行動の土台にはアイヌ自身の漂着物処理の慣行の存在を考慮する必要がある。寄物が貴重な生活資源であり、その獲得や配分に一定のルールがあった事は世界各地で報告されており(秋道智彌一九九四)、アイヌにも同様の慣行があった事が考えられる。漂着物・

漂着者は寄物の一種である。川上氏は正徳の事例をもとに、漂流物を天からの恵みであり、所有権および分配権が「頭立」たる者にあつたことを指摘した（川上淳二〇一一・四六三頁）。この点に関連して、文化期にエトロフ島を訪れた津軽藩士齋藤蔵太のエトロフ島の境界についての報告は興味深い。

山海共に境界あり、ヲットナ是を司る、其領分に非れハ草木と云へ共狼に是を伐る事あたはず、若鯨杯の寄たるを見当れハ其領のヲットナへ断りヲットナの下知を受けて配当す（『衛刀魯府志』北海道大学付属図書館北方資料室、北方資料データベースにより閲覧、成立一八〇九（文化六）年）。

ヲットナ（乙名）の管理する境界があり、鯨などが寄ればその領域の乙名に報告し、その指令のもと配分を行うというのである。アイヌにも漂着物の処理に一定のルールがあり、領域毎に漂着物を処理する権利が存在し、その首長の指導のもとに配分が行われたことが読みとれる。ときには、寄り鯨の取得をめぐる領域同士の争いに発展したり、これをきっかけに境界が策定されることがあつたことは、松浦武四郎の著作（『東西蝦夷場所境調書』（秋葉実『松浦武四郎選集』一、北海道出版企画センター、一九九六年、一八五九（安政六）年二月頃成立）や伝承にも報告され

ている（更級源蔵一九七六）。漂着者の所有物（ときには漂着者自身も）についても、ある一定の領域毎に首長の元に処分されたと思われる。そのなかで取得・配分が行われる事もあり、それが略奪・虐待・同化・救助としてあらわれたのではないか。周辺地域との関係によっては処理の選択肢の中で、直接的な略奪・虐待・同化は抑制され、送還に繋がっていく救助の比重が大きくなると考えられる。

第二節 松前藩と蝦夷地漂着者

前節では、蝦夷地への漂着者に対するアイヌの対応を検討した。その後漂着者は松前藩を介して帰国することになる。松前藩の漂着者に対する対応はどのようなものであつたのか。比較検討のために、一般的な近世日本の国内漂着処理を金指正三氏の研究より概述してみたい（金指正三一九六八）。

古代以来、漂着者・漂着物は漂着地の沿岸住民に帰属する慣行があつた。鎌倉幕府はこれを禁止していたが拘束力は弱く、その瓦解後には、漂着物は漂着地の領主の遭難物占取権が成立した。一六世紀後半の統一政権形成の過程で、この権利は統一政権に集中していき、最終的に近世の統一権力はこの権利の行使を禁止する。特に幕領からの城米船

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——一七世紀—一八世紀を中心に——(及川)

の遭難に対処する過程で、海難救助体制の整備が行われていった。また、海附村には漁業権と対応する形で海難救助義務が課せられていた。浦方に対して求められたのは、平常時の沿海の監視、遭難船の発見とその救助、漂着荷物の管理、遭難者への事情聴取、管轄当局への報告などである。また、漂着事件が起きた場合には、漂着地へ役人が派遣され、不正などがなかったかを監査し、最終的に浦証文の発給に関与した。

松前藩もこの体制下であり、幕法に沿った形での海難救助法が存在している。『福山秘府』所収の年号不明のもの(『福山』一八九〇頁)や、各奉行への定のなかにも関連する条項がみられる(『松前福山諸掟』(『松前町史』史料編一、松前町、一九七四年、五六二—三、五六三—四頁)。(『福山』一八八〇—九、二〇〇—二、二〇八頁など)。まさに藩法が持つ幕府の海難救助法の施行細則的側面が(金指一九六八—九四頁)、松前藩の諸法令にも認められる。

ただし、蝦夷地の場合、アイヌにとって沿岸に漂着したものを救助することで何らかの権利が付与されているわけではない。日本国内の海難救助とは明らかに異なる体制が存在していたことは容易に察しがつく。以下、具体的に松前藩の蝦夷地漂着者への対応を検討する。

1. 送還の経路

日本国内漂着の場合、領主権力が関わるのは漂着地での取調べの側面に集中しており(金指一九六八—三八五—三九四頁)、救助したあとの船員の宿泊先や帰郷方法などについては、積極的に関与しない。松前藩の場合、漂着者を松前に送ることが一六九一(元禄四)年四月亀田奉行宛定などに定められている(『松前福山諸掟』、五六二—三頁。ほかに一六九一(元禄四)年三月(推定)松山奉行宛定(同前五四八頁)など)。松前藩は対アイヌ貿易独占のため入国の際に厳しい審査を行っていたが(海保嶺夫一九八七—二四—五頁)、漂着者に対しても同様の観点から、入国審査を行う必要があったための措置であると考えられる。

蝦夷地から松前地への送還に和人が関わっている事例についてみていきたい。寛文二年の伊勢国船のエトロフ島漂着の事例では、十勝で松前藩士が漂着者を収容した。正徳二年の大隅国浜之市村船のエトロフ島漂着の事例では、アイヌに厚岸まで送られ、一カ月半の滞在の後松前藩の奉行今井半太夫によって保護され、松前に送られた。元禄三年の摂津船のシラヌカ(現白糠町)漂着の事例では、五郎右衛門という人物が、厚岸まで同道した。おそらく松前まで送還に関わったと思われる。元禄七年の仙台船のシイコタン(色丹)漂着の事例では、キイタツフまでアイヌに送ら

れたのち、松前藩船によって送還された。元禄九年に利尻島へ漂着した朝鮮人の事例では、アイヌの情報で南下してきた朝鮮人たちを、羽幌近辺で彼らを探索していた松前藩士が収容した。羽幌からは朝鮮人の船と松前藩の船に分船し、松前まで送った。朝鮮船に乗り込んだのは朝鮮人だけであつたが、航行中に行き会う可能性のある船の上乗りや船頭・松前地の村役人などに宛て救助すべき旨を依頼した松前藩の新谷重十郎兵衛の文書をもたせた。元禄一〇年のアツケシ漂着の事例でも松前藩船によって松前まで送られた。このように蝦夷地内の送還の様子をみてみると、アイヌが松前藩の役人なり商船なりが訪れる地点まで送り、その後は和人によって送還が行われたようである。

次に、松前以降の送還についてみていきたい。正徳二年の大隅船の事例では帰国の方法として、松前藩の奉行は「津軽地迄可送届候得共、折節船不有合候」といい、津軽まで送るのが義務であるかのような発言をしている。しかし実際には、漂着者は「便船」で津軽へ渡海している。また、同じ事例において、松前藩の奉行が漂着者に対して「便船」に「乗候て参間敷哉」と尋ねたり、帰路について直接国元に戻るのか、江戸・大坂へ行くかとも尋ねたりした（『エトロフ島漂着記』〔庶民〕一―二頁）。これは、それ以後の送還に松前藩が関わらないことを示しており、実際にこれ以

降漂着者は自力で帰郷（少なくとも薩摩藩江戸屋敷まで）した模様である。一七一八（享保三）年に南部船と江戸靈巖島の喜兵衛船が蝦夷地クスリ（釧路）に漂着した事例では、亀田到着以後について「勝手次第」渡海させる事を家老の松前広候が許可した。また一七六三（宝暦一三）年に名古屋の船が蝦夷地トカチト（十勝、現浦幌町）に漂着した事例では、先に松前に到着した漂着者が、遅れている者の到着を待つと一緒に陸路で江戸へ行きたいと願ひ出ている。これを松前藩は聞き入れ、漂着者の松前逗留中の食料を与えた。一七四二（寛保二）年に南部船らしき船が、エケシナイの川に漂着した事例では、亀田に到着した漂着者は「南部地へ著仕候迄御介抱奉願候由、尤此方（＝松前）引用者注）へ相越可奉願候得共、長道中ニテ手足痛、登兼候由、是ヨリ直渡海被仰付一度之旨」を申し出ている。松前を経由することは、原則であつたようである。もちろん亀田や箱館でも同様の詮議が行われた上で、証文が下されたのであろう。こうした事例から、松前藩が松前以降の送還については関知しないために、漂着者の行動は彼ら自身によつていたことがうかがえる。このように松前以後の送還については、日本国内同様になつたく関知することとはなく、もっぱら漂着者自身の問題といふことになつて⁶⁾いる。

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——一七世紀—一八世紀を中心に——(及川)

またこれに関連して、松前藩が漂着者に米や銭を与えている事例が非常に多いことが特記される。例えば、一七〇五(宝永二)年酒田漁師町の三太郎船が五月一日に奥尻島に漂着した事例においては、熊石番所で白米一斗を与えたほか、江差では銭二貫文と米一俵を与えた。こうした事例の枚挙にはいとまが無く、特に『福山秘府』の漂着記事の大部分はこうした情報で占められている。この点から『福山秘府』の他国漂入部は、漂着者への給与物の先例集として成立したものであったと思われる。「為路金小判拾両・股引入用として木綿七端被相渡」(『エトロフ島漂着記』(庶民)一一頁)とあるように、こうした金品が漂着で財産を失った漂着者の路金となったのであろう。

2. 密貿易の統制と詮議

松前藩の海難救助法を見ていくと、漂着船が貿易を行うことを問題視していることがわかる。これは漂着を理由にした積荷の私有化の抑止を図る、幕府の意向を反映している。また、松前藩に固有の事情も存在する。松前藩はアイヌと本州間の流通の独占によって存立していた藩であり、知行制度もそれに依っていた。というのも、松前藩は藩政初期にはアイヌとの交易権を、知行として家臣に与えていたからである。そして、その徹底化のために松前藩は、和

人地と蝦夷地との通行の遮断を意図し、本州と蝦夷地のアイヌとの交易を行えないようにしたのである(海保領夫一九七八・一五頁)。つまり松前藩の掌握外にある貿易活動は、原則的に密貿易であったことになる。しかしその一方で、津軽藩や南部藩とアイヌの交易は行われており、貿易独占の体制は寛文期にあっても不十分なものであった(海保領夫一九八四・二五六―九頁)。よって松前藩はアイヌ交易独占の実現のために、密貿易の取り締まりに汲々としたのである。

漂着船を密貿易船と同一視する背景には、漂着を装い密貿易を行った事実が存在していることがあげられる。シャクシャインの蜂起に際して、津軽藩は極秘に情報探索船を派遣したが、この船が松前藩土と接触した。このとき津軽藩側は漂着したと弁解した。「な前」というところでも、松前藩の水石(氏家)六郎左衛門に遭遇し、六郎左衛門はこれを改めようとしたが、未然に出帆したようである。この津軽藩船は、実際には蝦夷地で商行為を行ない鯨ヶ沢で陸揚げを行っている」と、松前でうわさになっていた(則田安右衛門『寛文拾年狄蜂起集書』(庶民)六五三頁)。このような背景があって、漂着者に関しても密貿易統制の観点から対応したのである。以下、漂着者とアイヌとの間に交易が行われた際の松前藩の対応の具体例をあげたい。

寛文二年に伊勢国船がエトロフ島に漂着した事例では、船乗りたちは、アイヌによってアツケシまで送られトカチに到着したところ、滞在中の松前藩士によってアイヌから貰った獣皮を没収された。

トカシト申処ニテ、松前殿御家来田中平兵衛殿、津田七郎左衛門殿、右兩人衆拙者トモノ船中ヲ御改候テ、最前彼島人ノ着物ニ取カヘタル皮ヲ御僉義ナサレ、此皮ハ胡獐蠋虎ト云也、依之爰許ヲ出シ申度ハ法度ノ由ニテ御留被成候。(句読点引用者) (『玉滴隠見』四三七頁)

ここで彼らは詮議を受け、トド・ラッコの皮はここから持っていくことは法度であるとして取り上げられたのである。

天和元年に紀伊国船が東蝦夷地に漂着した事例では松前で「此者共夷道具ニ色持參、即チ城へ差出シ候」、というようにアイヌから買ったと思われる道具二つが没収された。また、宝暦一三年の摂津国船の事例では、漂着者がアイヌから金子一両で買った船を、目附品左衛門の指揮の下にアイヌへ返させた。「夷ニ金子為持候儀者相成間敷」というのがその根拠である。漂着者には町奉行から金子一両を与え、その一両は舟を売ったアイヌから回収することになった。また宝暦一二年に摂津船がカラフトに漂着した事

例でも、ルルモツペにおいて松前藩の役人が、「逗留中もらひ来り候ものハ不残」没収した。

次に漂着者に対して行われる詮議を取上げたい。詮議の背景にも、日本国内の場合と違った特徴を見出すことができる。まず漂着者に対する詮議は、通常は海難が不可抗力であったかどうか、その争点の中心となる。一方で松前藩の場合、松前・蝦夷地入国者に対する改めの側面がより重要となる。

寛文二年の伊勢国船のエトロフ漂着の事例では、「松前ニテ何レモ帯ヲ御トカセ着物ヲフルワセ能々御改候テ、其后手形ヲ下サレ候」(句読点引用者) というように、松前で帯を解いての詮議があり、その末に手形を貰った、という(『玉滴隠見』四三八頁)。

こうした詮議の様子は、松前地に渡海した際には沖の口の役所で行われた「航海の序次弁用の事実を採^{シキリ}し、各々応答明らかなるの後、令^{シタイ}してこれに双祖^{モロハタヌカ}楊^{トヒヒクシ}せ」(平尾魯僊「箱館紀行」森山泰太郎校訂「生活の古典双書」一二、八坂書房、一九七四年、一二九頁) といった詮議と、同様の詮議が漂着者に対しても行われたことを示している。また、海外へ漂着した漂着者が帰国した際の詮議の主題の一つにキリスト教詮議があるが、蝦夷地への漂着者の場合それが問題となる事は、元禄九年の朝鮮人漂着の場合を除きほとんど

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——一七世紀—一八世紀を中心に——(及川)

ない。あくまで、松前・蝦夷地入国者に対する改めの側面が強かったのである。

次に密貿易の統制に関わることとして、漂着者の宿に關心が払われたことに注目したい。一六八七(貞享四)年相馬ウケト村の船が蝦夷地イフツ(勇払)で破損した事例では、漂着者は新井田五郎左衛門宅に宿泊したとの記録が残る。一六八七(貞享四)年後船が蝦夷地泊り川で破損した事例では、漂着者は小松前町の太右衛門宅に宿泊したとの記録が残る。一七六三(宝暦一三)年奥州仙台領石巻の菊地屋三郎船東蝦夷地シヤマニ(様似)に漂着した事例では、種倉屋治右衛門宅に宿泊したとの記録が残る。おそらく松前渡航者は身元引請人が必要だったため(海保嶺夫一九八七・二四〇五頁)、漂着者の宿泊先が一時的な身元引受人となったのであろう。この場合も一般の渡航者と同様の扱いを受けていることになる。

3. 証文の発行

浦証文とは、海難が不可抗力であることを証明する手形である。これが発給されると船頭は、船主・荷主に対して賠償責任を負う必要がなくなるといふ重要なものであった(石井謙治一九九五・三三三頁)。浦証文が発行されたことが確認できるのは、寛文二年の伊勢国船のエトロフ漂

着、正徳二年のエトロフ島漂着、享保三年の南部船と江戸靈巖島の喜兵衛船が蝦夷地クスリ(釧路)に漂着、宝暦六年の二件の南部船の各事例である。寛保二年の南部船、宝暦一三年の奥州仙台領石巻船がシヤマニ(様似)に漂着した事例のように漂着者たちが浦証文の発行を要求している事例もみうけられる。実際に発行された事例はもつと多いと思われる。

証文の発行は松前藩では非常に特徴的な形を見せる。通常の浦証文は漂着地に出向いた出役の立ち会いの元、浦役人によって作成される(金指一九六八・四四〇—頁、三八五—九五頁)。一方で蝦夷地に漂着した場合、漂着地点に関わらず松前で詮議が行われ証文が発行された。ただし、一七四二(寛保二)年南部船の事例では漂着者が亀田で浦証文の発行を願ひ出ている。この場合でも「此方(＝松前、引用者注)へ相越可_レ奉_レ願_レ候(後略)」と漂着者が松前藩に諮ったように、原則的には松前で発行することになっていった。

浦証文の発行には、漂着地の浦役人の存在が欠かせない。蝦夷地では漂着地の住民はアイヌである。しかし、そのアイヌに対して何らかの取り調べや、船員の証言の裏付け調査が行われた様子はいかえなくない。一七六三(宝暦一三)年の摂津国船の事例や一七一八(享保三)年の南部船と江

戸靈巖島の喜兵衛船の事例では、漂着者に関与したアイヌと松前藩が接触したが、漂着の経緯に関する取調べが行われた様子はない。ただし、一六六九（元禄九）年の朝鮮人漂着の場合には、松前藩は宗谷へ藩船を派遣して「異人ノ頭カチホツテ、シカタイヌ、ライ此三人方ヨリ異国船の様子」を報告させたように、アイヌからの情報収集を行った。この場合は、他国船の漂着事件であり、幕府への報告の裏付けが必要だったために、アイヌからの情報収集が行われたのである。このように、漂着者に関与したアイヌに松前藩が接触したのは特殊な漂着事例に限られる。

4. 漂着者の送還と「平和的空間」の維持

本節では蝦夷地漂着者が、松前を経て送還されることと松前藩の入国管理体制に基づいた処理がなされているという特色を確認した。では、このような送還は松前藩にとつてどのような意味を持っていたのであろうか。このことを考えるためには幕藩国家の対外関係編成の枠組みを念頭に置く必要がある。統一政権は惣無事令に代表されるように、裁判権の一括管理によって、「平和」を招来することを志向していた（藤木久志一九八五）。同様に蝦夷地にあっても「無事」が松前藩の政治支配の基本原則であったとされる（浪川健治二〇〇三、市毛幹幸二〇〇七）。「平和」維持

のためには、被虜送還が近世初期の日朝間の重要課題であり、沿海防備体制が潜入宣教師対策をその形成の一因としていたように（山本博文一九九五）、漂流民の処理は近隣諸国との関係においてゆるがせにできない問題である。一方で、日本の海難救助体制・漂流民送還体制を有効たらしめるためには、何らかの形でその効力を周辺地域に波及させる必要がある。日朝間の場合には相手との通信国同士の善隣友好・互恵の枠の中で行われることになるが、アイヌの場合にはどうだろうか。

【史料1】

むかし南方の商船がこの地に漂流してきたことがあるが、そのとき彼らは船に乗っていた人たちを殺して、所持品を略奪したことが発覚した。そこで松前ではその謀殺した者を摘発し、父母・妻子・一族を火刑に処した。それで近来では人を殺すようなことも無くなつたということである。（池内敏「李志恒「漂舟録」について」八三頁）

【史料2】

右チカカラフトより一ヶ年一度ツ、松前へ参り、尤流人日本人一人を殺候ハ、夷人百人殺へく之趣、松前様より兼て被仰渡候よし、日本人大切に致候、（「蝦夷に引き」）

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——七世紀—一八世紀を中心にして（及川）

【史料3】

両艘水主陸地相越（中略）右水主之内、強相煩、道中ニテ夷之介抱ニ相成候礼ニ、夷共方へ遣候ニ付、白老ノ番人方ヨリ、小判二両ニ夷俵米二俵、古手一ツ、カチン一反致ニ所望ニ候儀、委細船頭方ヨリ庄五兵衛方へ申達、此度申来、右之趣相ニ達御聴ニ候処、夷地之様子モ不レ知他国者ニ高直ニ売払候儀、不屈者ニ候間、右番人ニ（マ、）リ候テ相尋、直段積り過上金取上可レ申旨被ニ仰付、町奉行へ委細申渡候。（福山）三〇〇〜一頁。）

【史料4】

船頭水主共金子三步。米二俵、塩、味噌等被ニ下置、町奉行所へ申渡処、船頭難レ有レ奉存候。国本へ帰候ハ、役人中へ為レ知可レ申由申事ニ御座候。（福山）三〇五〜六頁。）

【史料1】は、元禄九年に漂着した朝鮮人に対して松前藩の新谷十郎兵衛がハボロにて語った内容である。【史料2】は、宝暦一二年に摂津国船がカラフトに漂着した際に、漂着者がルルモツペにおいて松前藩の役人より聞いた話である。【史料3】は、享保三年の漂着事例のもので、漂着者と接触を持った番人から「過上金」を取ろうとしている事例である。【史料4】は元禄五年に伊勢国船がシラオイ

に漂着した際に箱館で下されたものと、それに対する船頭等の反応である。

【史料1】【史料2】からは、蝦夷地に松前藩の「武威」が及んでいたために、送還がなされているという意識を読みとることができる。これは幕藩制国家が、周辺諸国が日本の「武威」に伏しているという形で国際関係を構築していたことに起因する（朝尾直弘一九七〇・八〇〜七頁）。いずれも漂着者に対して暗に、「アイヌの漂着者への略奪を抑制しているのは松前藩である」と主張する。そしてその根拠となるのは、直接の処罰を含む「武威」であり（【史料1】）、「武威」を背景にした申渡しである（【史料2】）。いずれも、事実関係は不明だが、松前藩が漂着者に対してこうした発言を行ったことは事実である。松前藩がアイヌを「武威」によって制圧していると主張しているのである。特に【史料1】では、この発言の前段部で「禽獸」同様の蝦夷に対していかにして松前の法令を徹底させたかという内容となっており、ここでも松前藩の「武威」が強調された。「武威」を強調する一方で、松前藩はそれだけで平和が保たれた空間を維持できるほどの力量を蝦夷地に対して保持してはいない。安定した送還を促進させるもうひとつの要素として「撫育」があげられる（及川一九九八）。支配者の「平和」維持権力としての地位は強制的に被支配者に

認めさせるのではなく、被支配者からそれを慕われるようになる内実を伴っておらねばならず、そのための手段が「撫育」であった。【史料3】では、漂着者たちはアイヌの救助に対する謝礼を渡すために、シラオイの番人に依頼したようである。番人が、代金として貰った二両に見合うだけの品物を整えなかったと、松前藩は判断し、蝦夷地の様子を知らない他国者に高値に売払ったことは不届きであるとして、番人から「過上金」を取上げたのである。通常の取引と同様の公正な取引が行われることを、松前藩が監視し、さらに不正が行われた場合には、それを是正しようとしたのである。漂着事件に対しても、「平和維持」権力として松前藩は振舞っており、この場合はアイヌに不利にならないようにしている。この事例の保護の対象は偶々アイヌであったが、保護の対象はアイヌに限られるわけではない。このように、強圧的で武力を背景にした「武威」と生活全般の「成立」にまで及ぶ「撫育」をその両輪として、蝦夷地を「平和的空間」（＝無事）に保つのが松前藩の責務であった。

一方で、漂着事件は日本人とアイヌの予期せぬ接触であり、日本の「武威」が傷つけられる契機ともなりうるものであった。それを避けるために「武威」及び「撫育」の強化が必要となるのである。このことを端的に示す事例として、松前藩は蝦夷地が自らによって「平和的空間」として保たれていることを漂着事件の際に対外的に喧伝しようとしたことがあげられる。【史料4】は、松前藩から受けた給与物に感謝し帰国後に漂着者の在所の藩の役人に報告することが約束されている。この報告の内容には、給与物に関するものだけではなく、帰国にかかわった協力・体制すべてが含まれると考えるのが妥当である。松前藩によって蝦夷地が「平和的空間」に維持されていることを喧伝するものといえる。

松前藩もこのような報告が、帰国した漂着者からなされることを好ましく思っていたことが次の史料からも伺える。正徳二年に大隅国船がエトロフ島に漂着した事例では、松前藩の町奉行高橋浅右衛門によって松前で詮議がおこなわれた。その際に、漂着者がアイヌから暴行を受けた事と行方不明者が出た事を述べると、浅右衛門は「ゑとろふの方は放れ島にて此方の仕置も届不申、松前地続の方とは違候へ共、左様にては有之間敷と機嫌あしく」なったという。この証言を翻すと、浅右衛門は証文を下したという（『エトロフ島漂着記』（庶民）一頁）。こちらは、逆に蝦夷地の「平和的空間」が維持されていなかったことを、隠匿しておきたいとする意識が垣間見られる。外部に対しては「アイヌが漂着者に対して不法行為をさせないようにする」存

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——一七世紀—一八世紀を中心に——(及川)

在が松前藩であった。つまり、松前藩による「武威・「撫育」」によって蝦夷地が「平和的空間」に保たれている事を対外的に主張したのである。

おわりに

以上、蝦夷島漂着者に対するアイヌ、松前藩それぞれの対応を検討してきた。

蝦夷地に漂着したものの多くはアイヌに救助され命を繋いだ。その後も漂着者は、アイヌから帰国のための情報の提供、和人との接触が可能な特定地点までの送還などの帰国への手助けを受けた。一方でアイヌによる虐待行為や漂着者のアイヌへの同化も確認できた。アイヌは、漂着者を処遇する事で得られる利益の多寡を総合的に判断した上で、一定の領域毎に首長の判断の下に処置したと考えられる。

その後、松前藩の管理下に入った漂着者は蝦夷地から松前に送られた。松前では、松前藩の入国管理体制に基づき密貿易の詮議が行われ、現地住民アイヌの証言を得ないまま浦証文が発行されるという、特色を見せた。また、漂着者がアイヌに不当な扱いを受けない事、つまり蝦夷地の「平和的空間」を維持する存在が松前藩であり、松前藩は

漂着事件の際にもそれを対外的に主張した。

アイヌ・松前藩双方がそれぞれをとくに経済的な側面から必要としていた事を考慮すると、中日日朝関係に近い性質を持ったものであった。朝鮮との貿易を望んだ日本の諸侯が、朝鮮との友好関係の表明のために漂着者の送還を積極的に行った(荒野泰典一九八八：一二二頁)。アイヌと松前藩の場合も、同様に友好関係の生成・保全のために、漂着者への情報提供、食料給与、送還などが行われたと理解できる。そのため、アイヌは松前に関係があると思われる漂着者を救助し、松前へたどり着くことができるように便宜を図ったのである。その一方で、アイヌによる漂着物の収集、漂着の報告など、日本国内であれば沿岸住民に課せられた義務は果たされていない。つまり、アイヌの送還協力は、結果的には日本の送還体制を周辺部において補完してはいるが、幕藩制国家の送還体制の一部を構成してはいないといえる。あくまでも処理の結果がもたらす利害がアイヌによって判断された上で、多くの場合が救助や送還の協力といった措置がとられたのである。

蝦夷地における漂着処理の変遷について、今回の検討とそれを元に推論したものを示しておく。まず、①アイヌ独自の漂着者(物)処理が行われていた時代があったと考えられる。詳細は不明ながらも先に示したように特定の領域

ごとに漂着者・漂着物の処断が首長の指導のもとに行われたと思われる。次に、首長が主導して処理されながらも、日本への漂着者救助・送還協力が積極的に行われた時代(②)が存在し、次に③日本国内同様の漂着者(物)処理が浸透していく時代が来たと考えている。もちろん蝦夷地ひとしなみにこの三つの段階の変遷が見られたわけではない。一七世紀後半には蝦夷地のほとんどの地域で②の段階になり、松前により近い口蝦夷地・中蝦夷地では早い段階(一八世紀初頭)から③の段階になっていたと思われる。アイヌの村送りによる送還は②から③への過渡期の段階といえ、一八世紀中頃には奥蝦夷地にまでみられるようになった。東奥蝦夷地、千島の南部、カラフト南部が③の段階なるのは一九世紀以降と思われる。

最後に、③にあたる時期のアイヌの漂着者処理の変化を展望しておく。蝦夷地への漂着船に対する取り扱いの規定は、一七五〇(寛延三)年の幕府城米船の行方不明に端を発した難船救助に関する町奉行の指示書が初出であるが、それ以前から同様の指示があったことも示唆される(川上二〇〇六、二〇一一)。同書には、アイヌに対して積荷の取り上げと保管、人命の救助、村送りの指示がなされていた。一七九〇(寛政二)年の蝦夷地勤番宛の心得書『松前福山諸掟』、六一二〜三頁。月日を欠くが、文中に「去

酉年東蝦夷地騷擾」とあることから推定)、一八二八(文政一)年のアイヌへの申渡し(「子モロ御場所年中行事」(函館市立図書館所蔵)にも同様の規定が見える。実効性はともかく、一八世紀後半にはこのような内容がアイヌに申し渡されていた。

この変化の背景としては、アイヌの和人への従属度が強まった事があげられる(ブレット・ウォーカー二〇〇七)。享保・元文期ころまでに多くの商場でアイヌが交易相手から漁場労働者へと変質していった(榎森進二〇〇八、二一〇頁)。さらにもう一つの要因に和人の蝦夷地への進出があげられる。一八世紀中期以降、俵物や魚肥の生産地として蝦夷地は近世日本の経済にとつて必要不可欠となっており、必然的に交通量が増加した(榎森進一九九二、四〇三頁。中西聡一九九八)。和人の出稼ぎ漁夫の数も次第に増加し、文政期以降には西蝦夷地に定住する和人漁民がみられるようになった(榎森進二〇〇八、三三七頁)。また、幕府が蝦夷地上知すると陸路が整備され越年・出稼ぎするものも増加した。こうした状況下にあつて第一次幕領期には幕府主導の送還・海難救助体制の下にアイヌが組み込まれていったと考えてよいだろう。このようにアイヌは徐々に漁場の労働力としてとりこまれる一方で、浦方の住民として幕藩制国家主導の送還体制に組み込まれてい

った。

直接にアイヌが日本国内の海難救助体制に組み込まれた証左として浦証文へのアイヌの登場をみることができる。一八三五(天保六)年二月一八日から三月一三日にかけ、ハマシケ・マシケ・ルルモツペ各場所各所に漂着物・漂着死体があがるという事件が起きる(『林家古文書 遭難船一件』(『余市町史』一、余市町、一九八五年、四〇〇―一頁)。二月一八日にはマシケ場所ヲニシカにおいて漂着荷物をアイヌが発見したが、アイヌの「フホクロ」「タカヤ」「クラマ相ノ」が爪印をした上で、番人惣助・通詞寿平と連名(奥印ルルモツへ支配人福松)で出役の宮本兵太郎へ漂着物発見の経緯や内容を報告した。そのほかにもユウトマリとヲネナエにおいてもアイヌが爪印をしたうえ、出役に報告書を提出した。また、同日シユミシナイからエシニリにかけて漂着物があり、マシケの番人久蔵は「夷人共呼寄七番に付」かせた。このようにアイヌが日本国内における浦方と同様の機能を担うようになっていたことがわかる。すなわち、アイヌは救助機能を和人の支配下にあつて果たし、情報の収集と証言をおこない、文書に署名・捺印を行い、漂着物の収集を行っていたのである。アイヌが和人の支配下に組み込まれてた様子がうかがえる。

註

- (1) ここでは、浦証文発給に関わる取り調べやキリスト教に関わる詮議に関連した記録だけではなく、さらに一歩進んで漂着地の地誌的記述などを含むものを漂流記とする。
- (2) 近世北方と幕藩国家の関わりを考える上で、蝦夷地より北方の地域への漂着も蝦夷地への漂着と同じ組上で議論する必要がある。現ロシア領域への漂着者に関しては、これまでサニマや光太夫などの漂流した個人に対する研究が先行してきたが、北方領域への漂着を総体的に捉えようとする動きも存在する(木崎良平一九八六、一九八八、一九九一、斉藤藤二一九七四、など)。これらの漂流民と蝦夷地への漂着者は、日本北方域に漂着しているという部分では共通しており、漂着・送還を総体的に把握することが重要である。一方で、彼我の間には大きな差異があり、そのことは近世東アジアの国際関係編成上の蝦夷地の位置を確認するうえでも重要な作業になりうる。
- (3) 救助の場合でも、漂着者の所持物などが対価として支払われる事もあり、必ずしも無償の救助ではない事に注意したい。ただ略奪的な行為がある程度抑制された場合でも、浪能丸の事例のように「所望」という形で相手の許可をとるという形ながらも、漂着者がそれを拒否できない状況で行っていることが注目される。
- (4) 同じ地域にあつてもアイヌの立場に相違がある事例がみられる。浪能丸の事例では漂着者に対して押し取りを行う山中のアイヌと漂着者を保護するアイヌが登場する。その背景には、漂着者の保護に当たったアイヌが交易を通じて和人との関係を深め、外来品などを入手しやすい立場にあ

り、その一方で、山中のアイヌはそこから阻害されていた、もしくは積極的に関わらなかつたと思われる。後者は和人との関係を比較的軽視できる立場にあつたか、和人との関係を海岸のアイヌに独占され、それに対して対抗手段をとつたとも考えられる。

(5) ただ同化についても漂着者にとつては帰国の「自由」を奪われる事にも繋がり、アイヌにとつては労働力確保の側面も考えられる。

(6) なお、例外に松前藩が江戸まで送還を行つた元禄九年の朝鮮人の事例がある。この場合は漂着者が朝鮮人であることから、幕藩国家と朝鮮国との送還体制の視点で検討しなくてはならない。

(7) こうした国家権力同士によらない送還の実現が行われているのは、アイヌと日本間に限られることではない。近年、荒野泰典氏は、前近代にあつても「国際関係」という枠組みでその「場」のもつ固有の論理や歴史を説明する事を提唱している(荒野泰典二〇〇〇、同二〇一〇)。ある一定の地域にはさまざまな集団内外との諸関係を律する慣行や礼式があり、それがのちの近代的な「国際法」につながつていく。そうした「慣行」などを当時のその地域の「国際関係」としてとらえて分析していくことは有効だと思われる。こうしたものは従来の対外関係という視点だけではみえにくい。もちろんアイヌのような非国家集団にあつても、その行動を規定していた要素はただ自発的なものなだけで、なく周辺の他者との関係にあつて形成されていったはずである。アイヌが漂着者にとつた行動についても、アイヌを取り巻く国際関係の中で規定されていたものであつたといえ

よう。それは、送還につながる行為だけでなく、本稿で「アイヌ自身の漂着処理」と表現したものについても同様である。

文献リスト

秋道智彌『クジラとヒトの民族誌』東京大学出版会、一九九四年。

朝尾直弘「鎖国制の成立」『講座日本史』四、東京大学出版会、一九七〇年。

安達裕之「快風船航海紀事」『海事史研究』一四、海事史研究会、一九七〇年。

荒野泰典「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」『歴史評論』四〇〇、一九八三年。

荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年。

荒野泰典「近世東アジアの国際関係論と漂流民送還体制」『史苑』六〇巻二号、二〇〇〇年。

荒野泰典「民族と国家」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係Ⅰ 東アジア世界の成立』吉川弘文館、二〇一〇年)。

石井謙治『和船Ⅰ』法政大学出版局、一九九五年。

池内敏「近世日本と朝鮮漂流民」臨川書店、一九九八年。

市毛幹幸「蝦夷地の「無事」と「御味方」アイヌ認識——一八世紀における地域的展開——」『日本歴史』七〇五、二〇〇七年。

李薫著・池内敏訳『朝鮮後期漂流民と日朝関係』法政大学出版局、二〇〇八年。

ブレント・ウォーカー(秋月俊幸訳)『蝦夷地の征服』一九九〇—一九〇〇 日本の領土拡張にみる生態学と文化』

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩——一七世紀—一八世紀を中心に——(及川)

北海道出版企画センター、二〇〇七年。

榎森進「蝦夷地をめぐる北方の交流」『日本の近世』六、情報と交通、中央公論、一九九二年。

榎森進『アイヌ民族の歴史』草風館、二〇〇八年。

及川将基「近世蝦夷地漂着者一覧表」『グロバリーゼーションの歴史的前提に関する学際的研究』平成二二年度〜平成二四年度科学研究費補助金 基盤研究(A)(2)(代表立教大学 荒野泰典)研究成果報告書、二〇〇三年。

海保嶺夫「幕藩制国家と北海道」三一書房、一九七八年。

海保嶺夫「近世蝦夷地成立史の研究」三一書房、一九八四年。

海保嶺夫「中世の蝦夷地」吉川弘文館、一九八七年。

加藤貴校訂『漂流奇談集成』国書刊行会、一九九〇年。

金指正三「近世海難救助制度の研究」吉川弘文館、一九六八年。

川合彦充『日本人漂流記』社会思想社、一九六七年。

川上淳「近世後期の奥蝦夷地史と日露関係」北海道出版企画センター、二〇〇一年。

菊池勇夫『エトロフ島』吉川弘文館、一九九九年。

木崎良平「江戸時代ロシアへの漂流・抑留民」『立正大学文学部紀要』二、一九八六。

木崎良平「江戸時代ロシア漂流・抑留民の帰還」『立正大学文学部紀要』四、一九八八。

木崎良平「江戸時代ロシア帰還漂流・抑留民に対する措置」『立正大学文学部紀要』七、一九九一。

木崎良平『漂流民とロシア』中央公論社、一九九一年。

木部和昭「朝鮮人漂流民の救助・送還にみる日朝両国の接触」『史境』二六、一九九三年。

斉藤晨二「ロシア極東地方と江戸時代の日本人漂流ルート」『日

本海域研究所報告』六、一九七四。

更科源蔵『コタン生物記Ⅱ』法政大学出版局、一九七六年。

関周一「15世紀における朝鮮人漂流人送還体制の形成」『歴史学研究』六一七、一九九一年。

高倉新一郎『アイヌ研究』北海道大学生活協同組合、一九六六年。

高倉新一郎『新版アイヌ政策史』三一書房、一九七二年。

徳永和喜『薩摩藩対外交渉史の研究』九州大学出版会、二〇〇六年。

中西聡『近世・近代日本の市場構造』東京大学出版会、一九九八年。

浪川健治「蝦夷地の「無事」——一七世紀アイヌ社会のなかの「和人」——」『アジア文化研究別冊』二二、国際基督教大学アジア文化研究所、二〇〇三年。

春名徹「近世東アジアにおける漂流民送還体制の形成」『調布文化』四、一九九四年。

春名徹「近世日本船海難にかんする中国全記録の再検討——東アジアにおける近世漂流民送還制度と日本」『海事史研究』六二、二〇〇五年。

春名徹「近世漂流民送還制度の終焉」『南島史学』六五・六六、二〇〇五年。

藤本久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五年。

村山七郎『漂流民の言語』吉川弘文館、一九六五年。

山本博文『鎖国と海禁の時代』校倉書房、一九九五年。

劉序楓『漂流、漂流記、海難』(桃木至朗編)『海域アジア史研究入門』岩波書店、二〇〇八年)。

渡辺美季「清代中国における漂着民の処置と琉球(1)」(2)「
『南島史学』五四〜五五、一九九〇〜二〇〇〇年。

漂着史料典拠一覧

- 一六六二年(寛文二) 伊勢国松坂七郎兵衛船がエトロフ島に漂着。(福山) 二九八〜九頁。『勢州船北海漂着記』(『江戸漂流記総集』一、一三二〜七頁)。「玉滴隠見」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』四四、汲古書院、一九八五年、四三六〜八頁)。
一六六九年(寛文九)一関藩船がノッサブ(納沙布)に漂着。『蝦夷蜂起』(庶民) 六四四頁。
一六八二年(天和二) 小田原万町紀伊国屋清兵衛船が蝦夷地守り(不明)に漂着。盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編『盛岡藩雑書』四、熊谷印刷出版部、八四七〜八頁。
一六八七年(貞享四) 越後国船が泊り川(現八雲町か)に漂着。(福山) 三〇〇頁。
一六八七年(貞享四) 相馬船がイフツ(勇払)に漂着。(福山) 二九九頁。
一六八一年(天和元) 紀伊国船が東蝦夷地に漂着。(福山) 三〇四頁。
一六九〇年(元禄三) シラヌカ(白糖) 漂着摂津国大坂今橋日野屋船。(福山) 三〇〇頁。
一六九四年(元禄七) 陸奥国石巻五郎兵衛船がシコタン(色丹)島に漂着。(福山) 三〇六頁。
一六九六年(元禄九) 朝鮮人が利尻島に漂着。李志恒『漂流録』(『海行摠載』二、朝鮮群書大系統々四、朝鮮古書刊行會、一九一四年) 池内敏「李志恒『漂流録』について」(『鳥取大学教養部紀要』二八、一九九四年。(福山) 二六二〜二九八頁。

「分類記事大綱」(国立国会図書館所蔵対馬藩宗家史料)、「江戸藩邸毎日記」(東京大学史料編纂所所蔵宗家史料)、「朝鮮人八人蝦夷漂記下書」(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵対馬藩宗家史料)。
一六九七年(元禄一〇) アツケシ(厚岸)に漂着船あり。(福山) 三〇六頁。
一七〇五年(宝永二) 酒田船がヲコシリ島(奥尻)に漂着。(福山) 三〇四頁。
一七一一年(正徳元) 陸奥国青森船が、エトロフ島に漂着。『エトロフ島漂着記』(庶民) 九頁。
一七二二年(正徳二) 大隅国浜之市村船がエトロフ島に漂着。『エトロフ島漂着記』(庶民) 五〜一二頁。
一七一八年(享保三) 南部船・江戸靈巖島船がクスリ(釧路)に漂着。(福山) 三〇〇〜一頁。
一七二一年(享保六) 陸奥国浜名村(青森県今別町) 船がサネナイ(神恵内村珊内)に漂着。「津軽藩庁日記」(青森)。
一七二七年(享保一二) 大坂喜太夫船がシヤコタン(現積丹町)のレホナイで破船。(福山) 三〇三頁。
一七二八年(享保一三) 盛岡藩米積船がウルツブ島に漂着。『盛岡藩雑書』一三、七九五頁。
一七三九年(元文四) 竜浜(青森県三厩村)にアイヌ八名が漂着。「津軽藩庁日記」(青森)。
一七四二年(寛保二) エケシナイ川に南部船らしき船が漂着。(福山) 三〇二〜三頁。
一七五一年(宝暦元) アイヌが天下森浜(青森県三沢市天ヶ森)に漂着。村林源助『原始謾筆風土年表』(みちのく叢書六) 国書刊行會、一九八二年、五四頁。

近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩―一七世紀～一八世紀を中心に―(及川)

一七五六年(宝暦六) 陸奥国下山田浦与十郎船が東蝦夷地に漂着。(大槌) 五二四頁。

一七五六年(宝暦六) 陸奥国大沢浦六之助船がトカチ(十勝)に漂着。(大槌) 五二四～五頁。

一七五六年(宝暦六) 陸奥国石巻和泉屋升右衛門船がシイコタ(色丹)に漂着。『東藩史稿』一、第三卷、宝文堂、一九七六年、一二～一三頁。

一七五七年(宝暦七) 紀伊国齒村堀川屋八郎右衛門船がエトロフ島に漂着。(川上淳二〇一)。

一七六一年(宝暦一一) 伊勢国船がシコタン(色丹)に漂着。川上淳・菊池勝祀・本田克代「史料『蝦夷物語』』『根室市博物館開設準備室紀要』一二、一九九八年。『飄船記』(函館市立図書館所蔵)。

一七六二年(宝暦一二) 撰津国西宮船がカラフトに漂着。「蝦夷にしき」(『増訂海外異聞』一七、京都大学附属図書館所蔵)。「唐太島漂流記」(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)。

一七六三年(宝暦一三) 石巻船がシヤマニ(様似)に漂着。(福山) 三〇二頁。

一七六三年(宝暦一三) 撰津国船が漂着(漂着地不明)。(福山) 三〇一頁。

一七六三年(宝暦一三) 名古屋船がトカチト(十勝)に漂着。(福山) 三〇二頁。

一八世紀後半薩摩船がシラヌカに漂着。菊莊翁『迷復記』(内閣文庫・東北大学狩野文庫・宮内庁書陵部所蔵)。

頻出するものの書誌情報は以下に掲げる。また(～)内の略記を採用した。

(庶民) 高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成』四、一九六九年、三一書房。

(青森) 青森県市編さん近世部会編『青森県史』資料編近世一、青森県史友の会、二〇〇一年。

(福山) 『福山秘府』(『新撰北海道史』第五卷史料一、北海道庁、一九三六年)。

(大槌) 『大槌支配録』(大槌町史編纂委員会編『大槌町史』上、大槌町、一九六六年)。

(豊島区郷土資料館)